



地区計画の決定

亀里地区の市街地環境を形成し保持するため、さらにきめ細かく建築物の用途制限や敷地面積の最低限度などを定めます。

前橋都市計画道路

前橋南部拠点地区内において、交通の利便・快適性を向上し、自転車や歩行者の安全を確保するため、下表の四路線を都市計画決定および変更します。

前橋都市計画緑地

前橋南部拠点地区内の都市計画緑地として、子どもからお年寄りまで幅広い世代に利用できるよう、都市計画決定します。

素案の閲覧

素案は、十二月五日 から十八日 までの執務時間内に県都市計画課、前橋土木事務所、市都市計画課（市素案は市都市計画課のみ）で閲覧できます。

意見のある人は26日の公聴会で

素案に意見のある人は、公述人として公聴会で意見を述べることが出来ます。

日時：12月26日 午後2時 会場：総合福祉会館（日吉町二丁目）

公述申出書の提出

住所・氏名・年齢・職業・意見の要旨（四百字以内）を書いた「公述申出書」を提出。十一月十八日（必着）までに県素案に

前橋南部拠点地区の都市計画

前橋南部拠点地区の都市計画						
区域区分・用途地域の変更、地区計画の決定						
種別	地区名	面積	変更前	変更後	素案の別	備考
区域区分	亀里地区	21.4ha	市街化調整区域	市街化区域	県素案	
用途地域			指定なし 400/70	準工業地域 200/60	市素案	
地区計画						
前橋都市計画道路						
道路番号	名称	代表幅員	延長	種別	素案の別	備考
3・4・111号	下川淵小北通線	17m	約1,550m	決定	市素案	
3・4・112号	下川亀里線	17m	約780m	決定		
3・4・99号	下川団地通線	17m (12m)	約1,950m (約1,540m)	幅員・延長の変更		
3・4・16号	朝日町下阿内線	16m	変更延長 約360m	交差部の幅員変更	県素案	
前橋都市計画緑地						
番号	名称	面積		素案の別	備考	
21号	横手わせだ緑地	約0.75ha		市素案		

については県都市計画課、市素案については市都市計画課へ。

公述人の選定

公聴会では、公述の希望者で同じ趣旨の意見が多数ある場合などは、人員を制限することが

あり、知事または市長が公述人を選定します。

公聴会の傍聴

公聴会を傍聴したい人は、公聴会の当日直接会場へ。入場は先着順です。

問い合わせは県都市計画課 226 3654、市都市計画課 890 6946へ。